

愛知県と株式会社愛知銀行との連携・協力に関する包括協定

愛知県（以下「甲」という。）と株式会社愛知銀行（以下「乙」という。）は、相互が連携して、愛知県のまち・ひと・しごと創生を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携・協力して、まち・ひと・しごと創生に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる愛知の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次の事項について、連携し協力するよう努めるものとする。

- （1）産業振興・企業誘致に関すること
- （2）観光振興に関すること
- （3）食・農林水産業の振興に関すること
- （4）女性の活躍促進に関すること
- （5）子育て支援、健康・福祉の増進に関すること
- （6）まちづくりに関すること
- （7）その他、まち・ひと・しごと創生の推進に関すること

（期間）

第3条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月26日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社愛知銀行

取締役頭取 矢澤 勝幸

愛知県と株式会社中京銀行との連携・協力に関する包括協定

愛知県（以下「甲」という。）と株式会社中京銀行（以下「乙」という。）は、相互が連携して、愛知県のまち・ひと・しごと創生を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携・協力して、まち・ひと・しごと創生に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、さらなる愛知の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次の事項について、連携し協力するよう努めるものとする。

- （1）産業振興・企業誘致に関すること
- （2）観光振興に関すること
- （3）食・農林水産業の振興に関すること
- （4）女性の活躍促進に関すること
- （5）子育て支援、健康・福祉の増進に関すること
- （6）まちづくりに関すること
- （7）その他、まち・ひと・しごと創生の推進に関すること

（期間）

第3条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月26日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章

乙 愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社中京銀行

取締役頭取 室 成 夫